

畜舎建築利用計画の認定申請書

提出日を記載してください。

令和6年4月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は 東京都千代田区霞が関
主たる事務所の所在地 1丁目2番1号
申請者の氏名又は名称 農水 太郎
申請者の連絡先 01-234-5678
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、実態に相違ありません。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請者が2以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者について必要な事項を記載して添えてください。代理者によって申請を行う場合は委任状を添付してください。（委任状は、任意の様式で構いません。）

※ 虚偽の記載により認定を受けた場合は、認定の取消しや罰則の対象となるため、注意してください。

以下の畜舎等の申請に係る記載例

1. 飼養施設
2. 飼養施設（2-1）と畜産業用倉庫（2-2）の複合用途施設
（畜産業用倉庫の用途に供する部分は主務省令第24条本文等の規定による防火基準の緩和を受けたい）
3. 建築基準法に基づく畜舎に付随し、この畜舎と敷地を分けて畜舎特例法で建築する畜産業用車庫
（避難上有効に直接外気に開放された構造に該当）
4. 発酵槽等（高さ8mを超えるもの）

農水 太郎

(2) 住所又は主たる事務所の所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

(3) 連絡先： 01-234-5678 ○○○○@maff.go.jp

電話番号及びメールアドレスを記載してください

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数： 4

②申請に係る畜舎等の種類

・番号： 1

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これ

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

・番号： 2-1

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

畜舎等が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記載してください。また、それぞれの畜舎等ごとに別紙とし、必要な事項を記載して添付する方法でも結構です。(以下、同様)

複合用途施設に該当する場合（飼養施設内に畜産業用倉庫がある場合等）は、各用途に供する部分ごとに枝番を付し、それぞれの用途区分ごとに記載してください。(以下、同様)

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

・番号： 2-2

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

・番号： 3

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

・番号： 4

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

- 番号： 1
 木造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等
- 番号： 2-1
 鉄骨造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等
- 番号： 2-2
 鉄骨造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等
- 番号： 3
 鉄骨造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等
- 番号： 4
 RC造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

- (2) 工事施工地又は所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番
 都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）
 準都市計画区域内（用途地域外）
 都市計画区域及び準都市計画区域外

畜舎等の敷地が2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。

(3) 規模及び間取り

- ①番号： 1
- ②高さ： 8 m
- ③床面積：（申請部分 3,500 m²）（申請以外の部分 m²）（合計 3,500 m²）
- ④間取り 居住のための居室を有しない。

畜舎等の最高の高さを記載してください。

- ①番号： 2-1
- ②高さ： 10 m
- ③床面積：（申請部分 2,500 m²）（申請以外の部分 m²）（合計 2,500 m²）
- ④間取り 居住のための居室を有しない。

居住のための居室とは、居間、寝室、仮眠室等をいいます。

- ①番号： 2-2
- ②高さ： 10 m
- ③床面積：(申請部分 1,600 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 1,600 m²)
- ④間取り 居住のための居室を有しない。

- ①番号： 3
- ②高さ： 10 m
- ③床面積：(申請部分 250 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 250 m²)
- ④間取り 居住のための居室を有しない。

- ①番号： 4
- ②高さ： 9 m
- ③床面積：(申請部分 150 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 150 m²)
- ④間取り 居住のための居室を有しない。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 111111 号
- ロ. 氏名： 設計ユウタ
- ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 222 号
- ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 農水建築士事務所
- ホ. 連絡先： 01-234-5678
- ヘ. 作成した設計図書： すべて

設計者又は工事監理者が建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
 なお、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行う場合は、建築士事務所に所属する必要がありますのでご注意ください(建築士法第23条)。

②その他の設計者

- イ. 資格： () 建築士
- ロ. 氏名：
- ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ. 所在地：
- ホ. 連絡先：
- ヘ. 作成した設計図書：

建築士事務所名等は余白に記載してください。

工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、決まった後、速やかに工事着手前に様式第8号(軽微な変更に係る届出書)により届け出てください。

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (東京都知事) 登録第 333333 号
- ロ. 氏名： 設計 ユウタ

- ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 444 号
 ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 農水建築士事務所
 ホ. 連絡先： 01-234-5678
 ヘ. 工事と照合する設計図書： すべて

②その他の工事監理者

- イ. 資格 () 建築士 () 登録第 号
 ロ. 事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

工事施工者が2人以上の時は、代表となる工事施工者について記載し、記入欄を追加して記載するか、別紙に必要な事項を記載して添えてください。

- ヘ. 工事と照合する設計図書：

！重要 (3) 工事施工者

項目4は床面積が 3,000 m²を超える畜舎等に係る申請の場合のみ、記載してください。
 ※番号3及び番号4は床面積 3,000 m²以下のため記入不要

タカシ

建設業の許可 (東京都知事) 第 (般-1) 号
 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号
 01-234-5678

畜舎等の敷地が存する都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外の区域、地域、地区又は街区を記載してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記載してください。(例：建築基準法第22条指定区域、景観地区、〇〇地区計画地区等)

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項 (畜舎等に関する事項は表の欄に記載すること。)

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区 (都市計画区域、準都市計画区域、防火地域以外)：

②道路

イ. 幅員： 4.000 m

ロ. 敷地と接している部分の長さ： 8.000 m

③敷地面積

イ. 敷地面積： 14,000 m²

ロ. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率： 60 %

ハ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値： 60 %

畜舎等の敷地が2m以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。

規則第45条第2項に該当する場合には、同項の規定に基づき定められる建蔽率を記載してください。

③「ロ」、
「ハ」及び④
「ロ」は百分率を用いてください。

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,000 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 8,000 m²)

ロ. 建蔽率： 57.1 %

⑤認定等：

⑥備考：

- ・畜舎等及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等を受けた日付について⑤に記載するか、別紙に記載して添えてください。
- ・規則第46条第4項により同条第1項から第3項までの規定が適用されない畜舎等については、その旨を⑥に記載してください。

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号： 1

②建築設備の種類

電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

④外壁： ガルバリウム鋼板

⑤軒裏： ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要部

耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要部

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構

1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構

2号に掲げる基準に適合する主要構造部の

その他

⑧第19条第2項又は第20条の規定の適用

第19条第2項本文の規定の適用を受ける畜舎等

第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における第24条第1項本文等の規定の適用

第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎等

⑩第26条第1項の規定の適用

第26条第1項第1号に掲げる畜舎等

第26条第1項第2号に掲げる畜舎等

第26条第1項第3号に掲げる畜舎等

防火地域 準防火地域

第26条第1項第4号に掲げる畜舎等

⑪備考：

①番号： 2-1

②建築設備の種類

該当するチェックボックスに✓マークを記入し、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が規則第69条に掲げる規定のうち、特定の規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

③から⑤までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

！重要

⑧に該当する場合

- ・床面積3,000㎡を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合
- ・建築基準法第22条第1項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（5.（4）～（6）の該当部分**）が適用されるため、ご注意ください。

第26条の規定（防火上必要な技術的基準）に該当する畜舎等である場合は、当該畜舎等の敷地が属する地域について、該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の地域又にわたる時は、それぞれの地域について記入してください。

⑩までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑪に記載するか、別紙に記載して添えてください。

- 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

④外壁： ガルバリウム鋼板

⑤軒裏： ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造
 1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造
 2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造
その他

⑧第19条第2項又は第20条の規定の適用

- 第19条第2項本文の規定の適用を受ける畜舎
第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する
 の規定の適用

- 第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜

⑩第26条第1項の規定の適用

- 第26条第1項第1号に掲げる畜舎等
第26条第1項第2号に掲げる畜舎等
第26条第1項第3号に掲げる畜舎等
防火地域 準防火地域
第26条第1項第4号に掲げる畜舎等

⑪備考：

①番号： 2-2

②建築設備の種類

- 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

複合用途施設の場合、③～⑩はそれぞれの用途に供する部分ごとに記入してください。

！重要

⑧に該当する場合

- ・床面積3,000㎡を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合
- ・建築基準法第22条第1項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

⑨に該当する場合

- （畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和を受ける場合）
 に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（5.（4）～（6）の該当部分）**が適用されるため、ご注意ください。

複合用途施設の場合、③～⑩はそれぞれの用途に供する部分ごとに該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。

- ④外壁： ガルバリウム鋼板
- ⑤軒裏： ガルバリウム鋼板
- ⑥便所の種類 水洗 くみ取り
- ⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第10条第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造
- その他

- ⑧第19条第2項又は第20条の規定の適用
 - 第19条第2項本文の規定の適用を受ける畜舎等
 - 第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等
- ⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎の規定の適用
 - 第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎
- ⑩第26条第1項の規定の適用

- 第26条第1項第1号に掲げる畜舎等
- 第26条第1項第2号に掲げる畜舎等
- 第26条第1項第3号に掲げる畜舎等
 - 防火地域 準防火地域
- 第26条第1項第4号に掲げる畜舎等

⑪備考：

(3) 畜舎等の独立部分別概要

- ①番号： 1
- ②高さ： 8 m
- ③床面積： 3,500 m²
- ④構造： 木造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称： ○○プログラム
- ⑥備考：

！重要

⑧に該当する場合

- ・床面積3,000 m²を超える木造畜舎等について防火基準の緩和の適用を受ける場合
- ・建築基準法第22条第1項指定区域内にある畜舎等の屋根の構造に関する規定の緩和の適用を受ける場合

⑨に該当する場合

（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和の適用を受ける場合）に✓マークを記入してください。この場合、**追加の利用基準（5.（4）～（6）の該当部分）**が適用されるため、ご注意ください。

申請に係る畜舎等（畜舎等の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該畜舎等の部分。）ごとに記載してください。

構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

⑤までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑥に記載するか、別紙に記載して添えてください。

- ①番号： 2-1
- ②高さ： 10 m
- ③床面積： 2,500 m²
- ④構造： 鉄骨 造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称： ○○プログラム
- ⑥備考：

- ①番号： 2-2
- ②高さ： 10 m
- ③床面積： 1,600 m²
- ④構造： 鉄骨 造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称： ○○プログラム
- ⑥備考：

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

- (1) 番号： 1
- (2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎等の場合）

以降、様式に記載の内容をよく読んでうえて✓マークを記入してください。

A構造畜舎等の場合、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫であって防火基準の緩和を受ける場合以外は記入不要です。

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜搾乳）	種付け、保管する物資の整理等)
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間/人	時間/人	時間/人	時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間

<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をおさく物品を
存置しない。

- 2以上の避難口が特定されている。

- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等
接外気に開放されたものに該当する。

申請書に添付する平面図に2以上の
避難口を明示してください。

B構造畜舎等又はA構造畜舎等
であって防火基準の緩和の適用
を受ける畜産業用倉庫もしくは
畜産業用車庫の場合に記入して
ください。

いずれかに✓マー
クを記入してくだ
さい。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等）
様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を

第19条第2項本文又は第
20条ただし書の規定の適用
を受ける場合にのみ記入
してください。

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保

第24条第1項本文等の規定
の適用を受ける場合にのみ
記入してください。

(6) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

第 63 条第 9 号の利用基準に該当する場合は、9. 備考にその旨をご記載ください。

- (1) 番号： 2-1
- (2) 畜舎等の 1 日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 午前 0 時から午前 4 時まで及び午後 10 時を過ぎ、畜舎等で睡眠する者の数を 0
(A 構造畜舎等 (第 24 条第 1 項本文等の規定畜舎等の場合))

! 重要
B 構造畜舎等及び A 構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記載してください。
 ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。
 ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
 ・合計：延べ滞在時間の合計

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調給与及び観察		整理等)
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	2 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	8 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	22 時間			

- 通常時において、畜舎等における 1 日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下		8 時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超 2,000㎡以下		
<input checked="" type="checkbox"/> 2,000㎡超 3,000㎡以下		
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

- (3) 避難経路確保の取組
(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当
存置しない。

申請書に添付する平面図に2以上の避難口を明示してください。

いずれかに✓マークを記入してください。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なく

B構造畜舎等又はA構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説

第19条第2項本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるものである場合における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用するに際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下等に消火器を備え、かつ消火器を適切に管理していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保

第24条第1項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

(6) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

第 63 条第 9 号の利用基準に該当する場合は、9. 備考にその旨をご記載ください。

(1) 番号： 2-2

(2) 畜舎等の 1 日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

午前 0 時から午前 4 時まで及び午後 10 時から翌午前 0 時までの間に滞在する者を除き、畜舎等で睡眠する者の数を 0 とする。

(A 構造畜舎等 (第 24 条第 1 項本文等の規定に該当しない畜舎等の場合))

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調製及び給与並びに糞尿等の観察	その他	整理等)
滞在人数	人	人	人	4 人
滞在時間	時間/人	時間/人	時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	8 時間
合計				8 時間

! 重要

B 構造畜舎等及び A 構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記載してください。

- ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。
- ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
- ・合計：延べ滞在時間の合計

通常時において、畜舎等における 1 日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下		8 時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡超 2,000㎡以下		
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超 3,000㎡以下		
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

(3) 避難経路確保の取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2 以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する

いずれかに✓マークを記入してください。

申請書に添付する平面図に 2 以上の避難口を明示してください。

接外気に開放されたものに該当する。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎等の場合）

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

B構造畜舎等又はA構造畜舎等であって防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もしくは畜産業用車庫の場合に記入してください。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等）の様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

第19条第2項本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火をその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下等に

第24条第1項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

(6) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

いずれかに✓マークを記入してください。

第63条第9号の利用基準に該当する場合は、9.備考にその旨をご記載ください。

(1) 番号： 3

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0
(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定
舎等の場合)

! 重要

B構造畜舎等及びA構造畜舎等であって防火
基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫もし
しくは畜産業用車庫の場合に記載してくださ
い。

- ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作
業人数を記載してください。
- ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
- ・合計：延べ滞在時間の合計

	家畜排せつ物 の搬出及び畜 舎等の清掃	飼料の調 給与及び の観察		保管する の 整理等)
滞 在 人 数	人	人	人	2 人
滞 在 時 間	時間/人	時間/人	時間/人	1 時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	2 時間
合 計				2 時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を
次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下		8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下		
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下		
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入
し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満た
していることを確認したうえで、✓マークを記入
してください。

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を
存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する
接外気に開放されたものに該当する。

いずれかに✓マ
ークを記入してく
ださい。

B構造畜舎等又はA構造畜舎等
であって防火基準の緩和の適用
を受ける畜産業用倉庫もしくは
畜産業用車庫の場合に記入して
ください。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜
舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第 1 号 (畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等様式第 1 号の 2) を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明

第 19 条第 2 項本文又は第 20 条ただし書の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

- (5) 畜舎等が第 19 条第 2 項本文若しくは第 20 条ただし書の規定の適用を受け、第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用し、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下等に可燃物を
- 存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも 1 年間保存

第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受ける場合にのみ記入してください。

- (6) 畜舎等が第 24 条第 1 項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500m²を超える畜舎等においては、床面積 500m²以内ごとに 1 以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

第 63 条第 9 号の利用基準に該当する場合は、9. 備考にその旨をご記載ください。

- (1) 番号： 4

- (2) 畜舎等の 1 日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 午前 0 時から午前 4 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を 0 とする。

番号 4 の発酵槽等に係る利用基準は (4) のみ記載。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等）にあっては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

発酵槽等に係る利用基準はこの箇所のみ。

(B 構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(6) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等においては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のものを同一の畜舎等によって隔てて保管する。

乳用牛、肥育牛、繁殖牛、肥育豚、繁殖豚、採卵鶏、肉養鶏等

第63条第9号の利用基準に該当する場合は、9.備考にその旨ご記載ください。

申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

1) 番号: 1

(2) 家畜の種類・頭数 (堆肥舎の場合は排せつ物を処理)

①家畜の種類: 乳用牛

②頭数: 300頭

(3) 飼養形態 (飼養施設の場合): フリーストール

・搾乳施設
・集乳施設
・貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

・畜産業用倉庫
・畜産業用車庫

を申請する場合は、付随する飼養施設又は堆肥舎で行う畜産業の内容を記入してください。

家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

複合用途施設において、それぞれの用途に供する部分で記載内容に相違がない場合はまとめて記入していただいても構いません。

フリーストール、繋ぎ飼い、ケージ飼い、平飼い 等

堆肥

堆肥化、乾燥、炭化・焼却、液肥化、メタン発酵（圃場散布 or 浄化放流）、汚水浄化 等

②頭数： 250 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(1) 番号： 3

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 250 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(1) 番号： 4

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 500 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： メタン発酵（圃場散布）

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 2

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 3

新築 増築 改築 柱を撤去する行為

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 4

新築 増築 改築 柱を撤去する行為

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年12月1日

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合は、違反している法律の規定、違反している農場名及びその所在地を具体的に記載してください。

また法人であってその役員が違反している場合は、違反している者の氏名を備考欄に記載してください。

- ・家畜伝染病予防法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・湖沼水質保全特別措置法

※堆肥舎のみの申請の場合は記載不要です。

所有する他の建築物が建築基準法等の規定に違反することとなっていないか、よく確認したうえで✓マークを記入してください。

（命令若しくは条例の規定に違反していない。）

違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

- 申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

畜舎等の貸付けを行う場合に記載してください。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、その排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例に違反している。

違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

申請に係る畜産業用倉庫又は畜産業用車庫が複数棟ある場合は、通し番号を併せて記入してください。

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に保管する物資、車両の種類は保管する数量等、可能な限り詳細に記入してください。

飼料、わら等時期によって数量が大きく変動するもの、軽油等の燃料については当該倉庫・車庫で保管する最大数量を記載してください。

※防火基準の緩和を受ける畜産業用倉庫・畜産業用車庫に燃料を保管する場合は、燃料の数量は必ず記載してください。

(3) 申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫に付随する施設であるものに限る。）の所在地：

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設があるものに限る。）の所在地：

(番号2-2) 東京都千代田区霞が関1丁目1番〇号

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

飼料（乾牧草、80t）、動物用医薬品（50kg）、トラクター付属品（モアコン）、工具
軽油（20L）

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地：

(番号3) 東京都千代田区霞が関1丁目1番△号（建築基準法に基づき建築した畜舎）

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

トラクター（1台）、フォークリフト（1台）、トラクター付属品、工具

申請に係る畜産業用倉庫又は畜産業用車庫が畜舎特例法に基づく既存の認定畜舎等に付随する場合は、当該畜舎等の認定番号を、建築基準法に基づき建築した畜舎に付随する場合は、その旨を記載してください。

特例畜舎等（床面積が 3,000 m²以下の畜舎等）が規則第 48 条第 2 項の規定の適用を受ける場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

- (4) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を
第48条第2項の規定による都道府県知事の

9. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② がある場合は、該当するに✓印を付ける
- ③ 2. (1) ②及び③並びに (3)、4. (2)、5.、
係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の
と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごと
入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 4. (3) は申請に係る畜舎等（独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

7 (1) 「工事種類」で「模様替」に✓マークを記入した場合は、模様替によってどのように作業の能率の向上が行われるかについて、9に記載するか、別紙に記載して添えてください。

第 63 条第 9 号の利用基準に該当する場合はご記載ください。

畜産業用倉庫、畜産業用車庫以外の畜舎等の場合

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

← 20cm以上 →	
15cm 以上	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)
	認定年月日・番号 令和6年5月1日 第〇〇〇号
	認定した者 □□県知事 畜産 花子
	認定計画実施者氏名（名称） 農水 太郎
	備 考

(注意) () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

畜産業用倉庫、畜産業用車庫の場合

(A3 (またはA4) 縦書き2アップで印刷することを推奨します。)

様式第一号の二 (第六十三条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。)

20cm以上	
15cm 以上	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (B 構造畜舎等)
	認定年月日・番号 令和6年5月1日 第〇〇〇号
	認定した者 □□県知事 畜産 花子
	認定計画実施者氏名(名称) 農水 太郎

利 用 基 準	<p>【1. 畜舎等全体の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。(最大滞在者数 16 人/延べ滞在時間 32 時間) ☑午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること。 ☑災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。 ☑2以上の避難口が特定されていること。 ☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 ☑定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 <p>【2. 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。 ☑災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にすること。 ☑火気を使用しないこと。 ☑消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。 ☑畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。 ☑畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
備 考	<p>飼料（乾牧草、80t）、動物用医薬品（50kg）、トラクター付属品（モアコン）、工具、軽油（20L）</p>

15cm
以上

- (注意)
1. (構造畜舎等) には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。
 2. 適用を受ける利用基準の

「備考欄」に施設内で保管する物資、車両の種類を記載してください。
防火基準の緩和を受ける畜産業用倉庫・畜産業用車庫に燃料を保管する場合は、燃料の数量は必ず記載してください。

様式第五号（第七十二条関係）

例1：様式第2号（畜舎建築利用計画）の
番号1の畜舎について床面積を増加
させる場合の例

例2：様式第2号の敷地内に、番号5の堆
肥舎を新築する場合の例

畜舎建築利用計画の変更認定申請書

令和6年9月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
申請者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

変更前と変更後の内容を比較可能な形式で記載してください。変更箇所が多く、記載欄に記入しきれない場合は、「別紙に記載」と記載し、変更前と変更後の内容を記載した別紙とあわせて提出してください。変更後と変更前の畜舎建築利用計画の変更部分に色を付ける・枠囲みにする・下線を付すなどして、変更部分が分かるよう資料を作成してください。

第4条第1項の規定により、畜舎建築利用
図書に記載の事項は、事実と相違ありませ

日：第〇〇〇号（令和6年5月1日）

2. 〇〇に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

例1：様式第2号（畜舎建築利用計画）の番号1の畜舎について
床面積を増加させる場合の例

3. 変更の概要：飼養施設の増築

変更前
2. 畜舎等の概要
（3）規模及び間取り
①番号：1
③床面積：（申請部分 <u>3,500</u> m ² ）（申請以外の部分 m ² ）（合計 <u>3,500</u> m ² ）
4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項
（1）畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項
④建築面積
イ. 建築面積：（申請部分 <u>8,000</u> m ² ）（申請以外の部分 m ² ）（合計 <u>8,000</u> m ² ）

ロ. 建蔽率：57.1 %

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

③床面積：3,500 m²

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日：令和6年6月1日

(3) 工事完了予定年月日：令和6年12月1日

変更後

2. 畜舎等の概要

(3) 規模及び間取り

①番号： 1

③床面積：(申請部分 100 m²) (申請以外の部分 3,500 m²) (合計 3,600 m²)

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,100 m²) (申請以外の部分 0 m²) (合計 8,100 m²)

ロ. 建蔽率：57.9 %

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

③床面積：3,600 m²

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年10月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和7年3月1日

4. 変更の理由：飼養頭数の増加に伴い、飼養施設の増築を行うため。

例2：様式第2号の敷地内に、番号5の堆肥舎を新築する場合の例

3. 変更の概要：堆肥舎の新築

変更前

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：4

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,000 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 8,000 m²)

ロ. 建蔽率：57.1 %

変更後

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：5

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：5

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：5

木造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

①番号：5

②高さ：5 m

③床面積：(申請部分 100 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 100 m²)

④間取り 居住のための居室を有しない。

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,100 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 8,100 m²)

ロ. 建蔽率：57.9 %

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 番号：5

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号：5

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 250 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 5

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和6年10月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和7年3月1日

4. 変更の理由：堆肥舎の新築を行うため。

5. 第80条各号に定める基準の区分：

(注意)

- ① 3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ② 申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）が第80条の規定の適用を受ける場合にあつては、5. に、同条各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」、「ロ」又は「ハ」の別を記入すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付図書として、認定を受けた畜舎建築利用計画の添付図書のうち変更に係るもの及び申請に係る認定畜舎等が別表第9の各項の（い）欄に掲げる認定畜舎等である場合には当該各項の（ろ）欄に掲げる図書を添えて、提出してください。

畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書

令和6年9月1日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第2項の規定により、畜舎建築利用計画の軽微な変更について届け出ます。

記

変更前と変更後を対比して記載してください。記載欄に記載できない場合は、「別紙に記載」と記載し、別紙とあわせて提出してください。

届出番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和6年5月1日）

認定に係る畜舎等工事施工地又は所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

3. 変更の概要：飼養施設の1日当たりの滞在者数及び滞在時間の変更（詳細は別紙に記載）
4. 変更の理由：機械の導入により労働力の削減に至ったため。

（備考）

- ① 3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ② 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

変更前

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	<u>4</u> 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	<u>3</u> 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	<u>12</u> 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	<u>26</u> 時間			

変更後

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	<u>1</u> 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	<u>2</u> 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	<u>2</u> 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	<u>16</u> 時間			

認定畜舎等の建築等工事完了届

令和6年12月2日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和6年5月1日）

2. 届出に係る工事の概要

(1) 工事施工地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(2) 工事の種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 工事着手年月日：令和6年6月1日

(4) 工事完了年月日：令和6年12月1日

3. 届出に係る認定畜舎等の概要

(1) 番号： 1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 3,500 m²

(1) 番号： 2

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 4,100 m²

(1) 番号： 3

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 250 m²

(1) 番号： 4

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 150 m²

4. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ③ 3. は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 床面積が3,000m²を超える認定畜舎等にあつては、第75条第1項第1号の規定により、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他都道府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

床面積3,000 m²超の認定畜舎等については、工事の各工程の写真を添付してください（注意④に記載の内容）。

仮使用認定申請書

令和6年11月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定を申請します。

記

- 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和6年5月1日）
- 認定畜舎等の建築等の工事の概要
 - 工事施工地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
 - 工事着手年月日：令和6年6月1日
 - 工事完了予定年月日：令和6年12月1日
- 仮使用の概要
 - 仮使用期間：1か月間（令和6年11月1日～12月1日）
 - 申請の理由：令和6年11月1日から乳牛を搬入予定であるため。
- 備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

共管省令第76条第1項の表に規定する図書その他都道府県知事が必要と認める図書を添えて、提出してください。

認定計画実施者の相続届出書

令和6年12月15日

都道府県知事 殿

届出者の住所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
届出者の氏名 農水 次郎
届出者の連絡先 02-345-6789

下記のとおり、認定計画実施者の地位を承継したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第9条第2項の規定により届け出ます。

記

- 相続の開始の日：令和6年12月1日
- 相続人の氏名、住所及び連絡先並びに被相続人との続柄

氏名、住所及び連絡先	続柄
農水 次郎 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 02-345-6789	子

- 被相続人の氏名及び死亡時の住所：農水 太郎
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和6年5月1日）
- 認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

令和6年12月15日

都道府県知事 殿

譲渡人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
	氏名又は名称	農水 太郎
	連絡先	01-234-5678
	代表者の氏名	
譲受人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
	氏名又は名称	酪農 ハジメ
	連絡先	03-456-7890
	代表者の氏名	

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

- 譲渡及び譲受けの予定年月日：令和7年1月1日
- 譲渡及び譲受けの理由：譲渡人の廃業に伴う畜舎の所有者の変更のため。
- 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号
(令和6年5月1日)
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

5. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

5. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

6. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

- (2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

- (3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥舎

7. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

- (1) 譲受人（法人にあっては、その役員を含む。）の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（2）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

合併認可申請書

令和6年12月1日

都道府県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関
3丁目1番1号
合併する法人の名称
第一ファーム
代表者の氏名
養鶏 ヨシコ
連絡先
04-567-8901

住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関
4丁目1番1号
合併する法人の名称
第二ファーム
代表者の氏名
採卵 タマヨ
連絡先
05-678-9012

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

- 合併予定年月日：令和7年1月1日
- 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：
第一ファーム（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）
- 合併の理由：生産基盤の強化に向けた業務の統合のため。
- 合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号（令和6年6月1日）
- 合併に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

6. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

6. 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳(畜舎内搾乳)	その他畜舎等内における作業(診療、種付け、保管する物資の整理等)
滞在人数	4人	4人	0人	3人
滞在時間	3時間/人	2時間/人	0時間/人	2時間/人
延べ滞在時間	12時間	8時間	0時間	6時間
合計	26時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

8. 合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項

(1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

(注意)

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

分割認可申請書

令和6年12月1日

都道府県知事 殿

住所又は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代表者の氏名
連絡先
東京都千代田区霞が関
3丁目1番1号
第一ファーム
養鶏 ヨシコ
04-567-8901

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

- 分割予定年月日：令和6年1月1日
- 分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：
第二ファーム（東京都千代田区霞が関4丁目1番1号）
- 分割の理由：
6次産業化の取組開始による事業の分化のため。
- 分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号（令和6年6月1日）
- 分割に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

6. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

- (2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

- (3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

8. 分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項

- (1) 畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（2）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

解散届出書

令和7年2月15日

都道府県知事 殿

届出者の住所 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
届出者の氏名 養鶏 ヨシコ
届出者の連絡先 04-567-8901

下記のとおり、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 解散年月日：令和7年2月1日
- 解散した法人の名称及び住所：第一ファーム（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）
- 解散した法人に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号
(令和6年6月1日)
- 解散した法人に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の利用状況定期報告書

令和10年6月1日

都道府県知事 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
報告者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第1項の規定により、報告します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和6年6月1日）
2. 認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

3. 認定畜舎等の概要

(1) 番号： 1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

3. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考
に、記入してください。

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 2-1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 2-2

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 3

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 4

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

4. 利用の状況

(1) 番号： 1

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 300 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間

□3,000㎡超	16人	32時間
----------	-----	------

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。

火気を使用していない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 2-1

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	2 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	8 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	22 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4 人	8 時間

<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input checked="" type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。

火気を使用していない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 2-2

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	4 人
滞在時間	時間/人	時間/人	時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	8 時間
合計				8 時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。
- 火気を使用していない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 3

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	2 人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	1 時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	2 時間
合 計				2 時間

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつ

- ては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
 - 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。
 - 火気を使用していない。
 - 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
 - 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
 - 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 4

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 500 頭

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法： メタン発酵（圃場散布）

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人

延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。
- 火気を使用していない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(注意)

- ① がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ② 3. 及び4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の滅失届出書

令和15年4月1日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

下記のとおり、認定畜舎等が滅失したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 滅失した認定畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
第〇〇〇号（令和6年5月1日）
- 滅失した認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
- 滅失の理由：認定畜舎等の老朽化により除却したため。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

35cm以上	
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)	
認定年月日・番号	令和6年5月1日 第〇〇〇号
認定した者	〇〇県知事 畜産 花子
認定計画実施者氏名(名称)	農水 太郎
設計者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事監理者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事施工者氏名	東京建設 施工 タカシ
工事現場管理者氏名	霞が関建設 現場 マモル
備考	

25cm以上

(注意)

① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

- ② () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。
- ③ 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
- ④ 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。